

古事類苑

歲時部十五

御事

御事ハ二月八日ト十二月八日トニ行フ、十二月ニ於テスルヲ事始ト云ヒ、二月ニ於テスルヲ事納ト云フ、或ハ云ク、二月ナルヲ事始ト云ヒ、十二月ナルヲ事納ト云フト、此日民間ニテハ竿ヲ屋上ニ樹テ籠ヲ以テ之ニ懸クルヲ例ト爲シ、又婦人ハ針供養ト稱シテ、裁縫ノ業ヲ執ラザルモノアリ、

名稱

二月御事

〔書言字考節用集二時候〕御事ア關左俚民以二八爲事始以二臘八爲事收○本據未詳、今按、祝、東、作、西、收、之、業、功、之、義、乎、

〔江戸總鹿子新增大全七〕江都年中行事 二月八日事納 江戸中町々の家毎に籠を竿に懸て高

く屋上に建置く、いかなる故とも知り難し、或書に九字の形を表して魔除也と云は、附會の説成べし、殊更今日を事始と云は彌心得がたし、十二月八日を始として、今日を納めといは、可ならんか、曆にも十二月に正月事始よしと記せし日多し、然ば此日を事納とせん事、勿論なるべきにや、

〔歲時故實大概二月〕事始一説には事納なりともい、或説に、神代武甕槌命魔鬼制伏出陣の日なり、十二月八日は、歸陣の日なりといへり、むかし神託の告ありて、此日穀に矢をもちて神へ奉りしより、今も目籠を竿の先にかけて庭中へ建る、是則穀を捧し遺風なりと云り、俗説不詳いづれの、又國俗十二月八日を事始として、正月の事を取り賄ひ始る日とし、二月八日を正月の事を賄ひ納る日といへ